

提言骨子(座長私案)に関するメモ

2011.11.22 鈴木基之

座長試案は大変丁寧におまとめ頂いているものと思います。賛同の意を表します。この試案を補強する意味で、主として三つの点を以下にご提案します。

1. 原子力発電所に関する安全審査の内容に関して

安全審査に関しては、従来のような絶対安全という思い込みではなく、また構造審査を基本とする審査のみではなく、事故が生じた際に影響が及びうる周辺地域の住民、環境に対する影響のアセスメントに基づく審査を広範に考慮し、規制を行う必要がある。非常事態における深層事故(連鎖的に生じ得る事故)の可能性についても、十分に配慮した形をとるべきである。

さらに、原子力に関する開発研究に関しても、並行してその開発がもたらす便益と同時に、安全研究をキッチリとデザインすることが必要である。

2. 安全庁(仮称)を環境省の外局とすることの意味について

環境省は、公害問題に始まり、種々の環境行政において、単なる規制機関であったということを超えて、規制の在り方の議論や、規制を通して如何なる社会を実現するかという将来の持続可能な社会像の議論を、国民の視線を基盤として継続してきた。これを通じて国民との間の一定の信頼関係が得られているという意味で、新たなパラダイムを構築すべき原子力の安全行政に有効に機能しうると考える。

3. 安全行政の有すべき国際性に関して

単に国際協力を推進するというレベルを超えて、安全行政が国際的に開かれたものとするのが重要であろう。原子力の安全規制が国際基準に沿うものとする、さらに国際的な原子力の安全運用に関してわが国の経験がキッチリと反映されるものとするためにも、安全審議委員会(仮称)、安全庁(仮称)を、如何なる形をとるかの議論はあるにせよ、国際的に開かれたものとし、可能であれば国際機関化することも視野に入れても良いであろう。人材の研修機関は少なくとも国際機関として海外の人材育成との共通基盤をわが国が提供するくらいの気構えが求められる。

4. その他

一元化に関しては、各省に分散しているモニタリング、人体影響その他を含め、安全庁(仮称)に可能な限り集中化することを考えることが必要である。

さらに、蛇足としたいが、原子力安全庁(仮称)の必要とする安全行政(研究開発も含む)に関して、政府内において予算措置を十分に確保されるよう付記すべきである。

以上